

母体保護法の一部改正について

1 改正の概要

- 都道府県の区域を単位として設立された医師会であって、通常の一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせる一方で、厚生労働大臣は、当該医師会が行う指定医師の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができることとする。

2 改正の理由

- 平成 18 年の公益法人制度改革の際、関係法律の整備法により、人工妊娠中絶を行うことができる指定医師の指定主体を規定する、母体保護法第 14 条は「社団法人たる医師会」から「公益社団法人たる医師会」と改正された。
- しかしながら、公益事業比率等の公益社団法人への移行要件との兼ね合いにより、すべての都道府県医師会が公益社団法人へ移行することが困難な状況であり、仮に、都道府県医師会が一般社団法人に移行した場合、当該都道府県においては指定主体の空白が生じ、大きな混乱が生じるおそれがある。
- そのため、これまで都道府県医師会が母体保護法指定医師の指定を行ってきた経緯を踏まえ、通常の一般社団法人となる都道府県医師会であって、本改正法施行時に特例社団法人であったものについて、指定権限を認めるとともに、厚生労働大臣による報告の徴収及び勧告により業務の適正性を確保する必要がある。

母体保護法の一部を改正する法律案要綱

第一 指定医師を指定する医師会の特例

一 都道府県の区域を単位として設立された医師会であつて、通常の一般社団法人となるもの（二において「特定法人」という。）について、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師（二において「指定医師」という。）の指定を行わせること。（附則第四十条第一項関係）

二 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う指定医師の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができること。（附則第四十条第二項関係）

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。（改正法附則関係）

母体保護法の一部を改正する法律案

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（指定医師を指定する医師会の特例）

第四十条 第十四条第一項に規定する公益社団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第二百八十三条に規定するもののほか、公益社団法人及び特例社団法人（同法第四十二条第一項に規定する特例社団法人をいう。以下この項において同じ。）以外の一般社団法人であつて、母体保護法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の際特例社団法人であつたもの（次項において「特定法人」という。）を含むものとする。

2 厚生労働大臣は、都道府県の区域を単位として設立された特定法人たる医師会に対し、当該医師会が行う第十四条第一項の指定に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

都道府県の区域を単位として設立された医師会であつて、通常の一般社団法人となるものについて、引き続き、人工妊娠中絶を行うことができる医師の指定を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。